

ガントレット恒子と女性参政権運動： 日本キリスト教婦人矯風会の国際的なネットワーク

佐藤 繭 香

1. はじめに

20世紀の初めのイギリス女性参政権運動において戦闘的な手段をとる「サフラジェット」が登場したとき¹、当時の女性の規範から逸脱したこの女性参政権活動家たちに世間は批判を浴びせた。遠く離れた当時の日本の新聞各紙でも、サフラジェットたちの放火や逮捕などについての報道がされ、その批判は苛烈を極めた。

新聞報道だけでなく、日本人の中には、実際にイギリスの女性参政権運動を観て、記録を残している人々もいた。たとえば、大阪朝日新聞社の記者であった長谷川如是閑(1875-1969)は、戦闘的手段をとる女性社会政治同盟(Women's Social and Political Union, WSPU)が企画した1910年6月18日のロンドンでの行進を見物し、その壮麗な美しさを讃えるとともに、行進終了後に、ビールの入った「妙齢の女が細腕では持ち上りそうもない大コップに顔を隠してグーッと一気に飲み乾している」その光景こそが「一万人の行列よりも凄じいデモンストレーション」であったと記述している²。暴力的であると同時に野蛮で「非女性的」な「サフラジェットたち」による運動は、その当時の日本人が持っていたイギリス女性参政権運動のイメージであった。しかし、同時にこの目新しい運動は、新しい活動の方法としてアメリカのアリス・ポール(1885-1977)による全国女性党(National Women's Party, NWP)の戦闘的活動にも影響を与えた。このように、得てしてイギリスの女性参政権運動は悪名高いWSPUの活動がイギリス国外でもよく知られていたが、その影に隠れながらも19世紀後半からの女性参政権運動を引き継いだ穏健派の女性参政権協会全国同盟(National Union of Women's Suffrage Societies, NUWSS)は、第一次世界大戦前から大戦後にかけて女性参政権に関する国際的なネットワークを結んだ国際女性参政権同盟(International Women's Suffrage Alliance, IWSA)と深く関わり、第一次世界大戦後の平和運動の発展などに貢献したとされている。

イギリス女性参政権運動は、WSPUに代表される

戦闘派の運動と穏健派のNUWSSに代表される運動に大きく分けられ叙述されるが、その運動形態のうちのどちらを日本の女性参政権運動は受容したのだろうか。本稿では、イギリスと日本の女性参政権運動の接点を探る。

日本の女性参政権運動を主導したのは市川房枝(1893-1981)による婦選獲得同盟(1924年設立)であり、日本の女性参政権運動研究では、1920年代以降の動きに焦点が当たりがちである。また、婦選獲得同盟の設立に関しては、平塚らいてう(1886-1971)と市川による新婦人協会(1919年設立)の影響がしばしば言及され、日本キリスト教婦人矯風会(以下、矯風会)の影響は過小評価されてきた³。本稿では、この矯風会が、日本の女性参政権運動の幕開けに果たした役割の重要性を指摘し、その活動でイギリスのみならず国際的な女性参政権運動と日本を結びつける要となった矯風会の会員ガントレット恒子(1873-1953、以下恒子)に注目したい⁴。

恒子に関しては、いくつか論文が存在するのみであり、研究がほとんどされていない⁵。代表的なものは松倉真理子と安武留美の論文となる。松倉の論文は、1920年代の日本の女性参政権運動における恒子が果たした役割を認め再評価しており、安武の論文は、恒子の1930年代の汎太平洋婦人会議での活動を主に取り上げている。本稿の目的のひとつは「もう一人の婦人運動家として、ガントレット恒子が果たした役割を再評価」した松倉と同方向であるが、特に恒子がNUWSSおよびIWSAの組織の構造や運動の仕方を学び、それを婦選獲得同盟の設立に至る初期の日本の女性参政権運動の萌芽期に活用していたことを明らかにしたい。同時に、日本の女性参政権運動史において注目の薄かった日本キリスト教婦人矯風会の果たした役割を再評価する。

2. 日本でのイギリス参政権運動の受容

まず日本キリスト教婦人矯風会とイギリスの女性参政権運動との接点を探る前に、イギリスの女性参政権

運動が明治期に日本でどのように紹介されたのかをたどる。

19世紀終わりの日本では、イギリス女性参政権運動を紹介する文献等はほぼ存在しなかったが、それはおそらく日本における女性の立場を反映したものだったといえよう。明治時代の日本では、女性は政治的または法的な権利を有していなかった。1880年に廃止されるまで、妾を持つことは公的に認められた制度であり、また1889年の大日本帝国憲法は、女性の権利を認めず、選挙権は満25歳以上の15円以上を納めている男性に限定された。1890年の集会及政社法は、女性の政治活動を禁止し、その法律を引き継いだ1900年の治安警察法の第5条も、女性が政治集会に参加することを引き続き禁止した⁶。したがって、日本では女性が政治的な目的のために集うことすら違法であり、イギリスで盛んであった女性参政権という大義は、届く可能性のない非現実的なものだったのである。当時の女権論者たちにとっては、治安警察法の改正を求めることが、第一の目的となっていた。

つまり、19世紀後半から20世紀初頭にかけては、日本の状況下では女性選挙権という女性の政治参加を求める以前の問題であった。当時の日本ではイギリス女性参政権運動に注目する文献は需要がなく、求められていなかったのかもしれない。唯一、イギリス女性参政権運動の思想的基盤となる最も重要な文献、ジョン・スチュワート・ミル（1806-1873）による『女性の隷従』の1章と2章のみが1878年に翻訳されている⁷。ミルの『女性の隷従』のそれらの章が訳されたのは、「天」によって人間に権利が与えられたという天赋人権論を広めるためであると同時に自由民権運動の高揚もその背景にはあったのではないかと金子幸子は分析している⁸。

ミルによるこの著作の全ての章が翻訳されたのは1920年代のことであった。この著書は、1921年、23年、28年、そして29年に異なる翻訳者によって翻訳されている。特に1929年の訳書は、「元始、女性は太陽であった」という言葉で女性解放運動家として有名な平塚らいてうによるものであり、1920年代になって日本でも欧米の女性解放運動に対する興味が著しく高くなったことをうかがわせる⁹。

イギリス女性参政権運動に関連する他の著作は、1970年代、80年代になってからようやく日本語にも翻訳された。たとえば、19世紀および20世紀のイギリス女性参政権運動において中心的な指導者であった穏健派の組織、NUWSSの会長ミリセント・ガレット・フォーセット（1847-1929）の自伝『思ひ出すこと』と戦闘派のWSPUの会長エメリン・パンクハースト

（1858-1928）の自伝『私の記録—婦人参政権運動の闘士パンクハースト夫人の自伝』は、それぞれ1986年と1975年に出版された¹⁰。全世界的にウーマンリブ運動が盛り上がった時期のことである。このようにイギリス女性参政権に関する著作は、ようやくこの時期に日本で翻訳されてきた。

それらに先駆けて、1920年代に、ミルの『女性の隷従』が複数回にわたって異なる翻訳者によって出版されたのは、この時期に日本における女性運動が花開きつつあったことと無関係ではないだろう。そして、この時期に、イギリスの穏健派の女性参政権運動を日本キリスト教婦人矯風会（Japan Women's Christian Temperance Union, WCTU）の会員たちに機関誌を通じて積極的に教育したのが恒子であった。

3. 日本キリスト教婦人矯風会と女性参政権

日本キリスト教婦人矯風会（以下、矯風会）は、1886年に東京婦人矯風会として設立された。アメリカの万国婦人禁酒会よりメアリー・クレメント・レヴィット（1830-1912）が宣教師として派遣されたことが矯風会設立のきっかけであった¹¹。東京婦人矯風会の設立当初の主要な目的は、禁酒を実現させ、公娼を廃絶することである。しかし、設立当初から女性参政権への関心も高かったということが、機関誌『東京婦人矯風雑誌』からわかる。

『東京婦人矯風雑誌』は、1号が1888年4月に刊行されているが、既に3号には、万国婦人禁酒会の会長フランシス・ウィラード（1839-1898）を紹介し、禁酒を実現するための法改正の必要性、そしてそのために女性参政権は必要であるという彼女の意見に言及している¹²。さらに、7号ではイギリス女性参政権運動を紹介し、1889年になると、1894年にNUWSSの会長となるミリセント・ガレット・フォーセットの名前を機関誌に登場させ、彼女の演説を初めて日本で紹介した。そして1893年2月には、フォーセットによるイギリス女性参政権運動に関する翻訳記事が掲載された。これらの翻訳記事は、何が議会で起こっているのかについて説明しており、マンチェスタ、ロンドン、バーミンガム、ブラッドフォード、グラスゴーとノッティンガムでの女性参政権集会に触れている¹³。さらに、「外報」では、英国婦人禁酒同盟の会長マーガレット・ブライト・ルーカス（1818-1890）の発言を引用し、「婦人は多く請願せり、然れども百千の請願は一枚の投票を有するに如かず、故に矯風主義の婦人は、其力を併せて、撰擧権を得るを勉めざるべからず」と報道した¹⁴。『日本キリスト教婦人矯風会百年史』によると、

この年の2月4日に、「日本全体の婦人の集会はなし、故に我等は日本全国婦人同盟を組織すべし」という考案の下、東京婦人矯風会を全国規模の組織に拡大して日本キリスト教婦人矯風会を設立することを決定している¹⁵。東京婦人矯風会の設立当初だけでなく、全国組織となった矯風会も、日本女性にとっては政治集會もままならない状況ではあったが、その設立当初から女性参政権の必要性を既に意識していたことに加え、イギリスの女性参政権運動についても無知ではなかったと言える¹⁶。

また、『婦人矯風雑誌』には、英国婦人禁酒同盟の大会報告やイギリスの自由党の女性組織である女性自由党連盟（Women's Liberal Association）の大会報告が掲載されたことから明らかなように、矯風会は海外の情報に精通し、視野が外国へと開けた組織であった。それは、もちろん、この組織が、アメリカの組織に連なるものとして設立された経緯のためでもあるが、矯風会の指導者たちの国際性をよく表している。実際、東京の麹町に櫻井女学校を設立したことで知られる櫻井ちか（1855-1928）は、1893年にシカゴで開催された矯風会世界大会に出席するなど海外渡航の困難な時代に会議に出席していた¹⁷。また、1916年にはアメリカの婦人禁酒会が会員の啓蒙を目的として発行した雑誌『禁酒教育四季報』テンペランス・エデュケーションナル・クォーターリーの中で、矯風会の初代会長であった矢嶋楯子（1833-1925）のそれまでの貢献が讃えられ、詩が贈られている¹⁸。こうした国際性に富んだ海外の情報にも貪欲な組織の中で、恒子は、イギリスの女性参政権運動を紹介し、女性参政権の必要性を会員に伝えた。まず、恒子がどのようにしてイギリスの女性参政権運動を知るようになったのかを見ていこう。

4. ガントレット恒子とイギリスと国際女性参政権同盟 (IWSA)

上述したように、矯風会は、設立当初から女性参政権に関心を持っており、イギリス女性参政権運動の情報などを時折掲載するなど、女性参政権も将来の目的として視野に入れていたと考えられる。そして、1920年代になると、矯風会の目的に正式に女性参政権が加わった。そのきっかけとなったのが、恒子である。

恒子は、山田恒として、元武士階級の家庭の娘として1873年10月26日に愛知県三河國碧海郡箕輪村に生まれた。明治維新後、父、山田謙三は商人となっており、恒子の自伝によると、「父の放蕩生活」が始まったという¹⁹。恒子をキリスト教と社会事業へと導いたのは、やはりキリスト教徒であり、医師であった叔父、

大塚正心（1845-1926）と叔母のかね（1855-1946）であった²⁰。

幼少期は、父の家庭内暴力に母は耐えなければならず、恒子はしばしば叔父の家庭に預けられた。そして6歳の時に櫻井女学校に通うこととなった。櫻井女学校は、1876年に東京の麹町に櫻井ちかによって設立され、のちに矯風会会長となる矢嶋楯子も経営に関わったキリスト教のミッション・スクールである²¹。恒子は、常に欧米出身の宣教師に囲まれ、海外に留学した経験はなくとも英語の能力を伸ばし、17歳で卒業した後、その能力を活かして教師となった。群馬県前橋の共愛女学校に勤務した際に、恒子は矢嶋楯子の姪にあたる久布白落実（1882-1972）と出会った²²。この久布白も、矯風会で女性参政権を恒子とともに宣伝した協力者であった。

やがて恒子の夫となる、ウェールズ出身の英語教師ジョージ・エドワード・L・ガントレット（1868-1956）は、彼女の英語能力を一層向上させた²³。恒子がヨーロッパの女性運動のあり方を学んだのは、彼女の高い英語力と女性宣教師や欧米の活動家たちとの親しい交流関係であったと安武が指摘しているように²⁴、英語力は海外とのネットワーク構築に不可欠であった。

恒子とエドワードが結婚したのは、1898年のことである。彼女は、1895年から矢嶋に勧められ、矯風会に属してはいたが、当初はこの組織の活動に熱心ではなかった。しかし、1903年に、アメリカの万国婦人禁酒会から派遣された宣教師カーラ・スマートの通訳を務めたことで、転機が訪れたのだった²⁵。スマートについて日本各地を回りながら、矯風会の設立を手助けしていく中で、恒子は矯風会の活動に精通していった²⁶。

そして、1920年4月、恒子は矢嶋楯子と共に、ロンドンで開催された第10回世界婦人矯風会議に出席した。これが、恒子にとっても矢嶋にとっても最初の海外渡航であり、恒子を参政権運動への導く大きな転機となった²⁷。

第一次世界大戦が終了した直後の大会であったこともあり、各国から集まった代表はこの会議で熱狂的な議論を繰り広げた。禁酒はもちろんのこと、平和、純潔、女性参政権についても議論された。恒子は、依頼されて日本の着物を身につけており²⁸、視覚的な効果に後押しされてか、欧米の淑女たちに大きな衝撃を与えたという。「東洋からの代表らは、最もピクチャレスクで最も新聞記者に写真を撮られた」と報告され、さらに恒子は以下のように描写されている。

ガントレット夫人は、大会で演説者として

引っぱりだこでした。彼女の英語運用能力は驚くべきものであり、彼女の人格そして舞台上での演説は作ることもない賞賛を引き起こしました²⁹。

世界婦人矯風会議への出席は、恒子にさらなる機会を提供した。驚くべきことに彼女は、スイスのジュネーブで6月に行われる第8回 IWSA 会議への出席を誘われたのだった。IWSA は、1902年にアメリカの女性参政権活動家キャリー・チャップマン・キャット（1859-1947）とイギリスのフォーセットを含む11名の女性参政権論者らが設立した組織である。その目的は、女性参政権を実現させるために、各国の女性参政権組織を国際的に繋げることであった³⁰。

当初、恒子が、イギリスにいる義母に参加を相談した際には、女性参政権論者は全てサフラジェットであるというイメージを抱いていたため、会議への参加に強く反対されたという³¹。義母の中で、女性参政権運動とイギリスの WSPU による戦闘的活動家のイメージが強く結びついていたことがわかる。また、恒子も当初は同様の考えを抱いていた。しかし、会議後、彼女は、「私は想像に反して美しく女らしい婦人の団体であることを見出して嬉しく思いました」と記している³²。また別の記事では、「さぞ石のやうな中性的婦人が集まつてゐるだらう」と想像していたと述べられている³³。会議に参加する前は、女性参政権を求める女性たちは、「女性らしさ」を失った女性であるというイメージを恒子は強く抱いていたようである。読売新聞によるインタビューの中で、彼女は、「それで他の國の代表者が、日本婦人としてこの會をどう見るか、と尋ねましたから、かう云ふ女らしいおだやかなものなら、勿論賛成だと云ひました…」と答えた³⁴。

IWSA の大会から恒子が学んだのは、女性参政権を求める女性は普通の美しい女性たちであり、したがって、「特種の婦人のみに熱求するものではなく、凡ての女性に當然與へらるべきもの」であるということだった³⁵。さらに、女性参政権は、世界平和、家庭内の平和、そして人類の幸福につながるということを知った³⁶。彼女は中でも特に、以下のようなドイツ代表の発言に感銘を受けたという。

私共が四年前に参政権を持つてゐたらこの戦争は防ぎ得られたのではないだらうか、戦争こそは家庭の破壊である。婦人たちは絶対に戦争を排撃する。世界各国の婦人が参政権を得て世界平和確立のために盡力することを望む³⁷。

このように、恒子にとって、平和と女性参政権は一体のものであった。のちに恒子は「インターナショナリズム国際主義」を標榜するようになるが、それも IWSA と女性参政権のおかげであったと言えよう。フォーセットは、1920年に「国際主義」について、お互いの国を認める「普通の健康な人間が自分の国に抱くような愛」であるナショナリズムを土台として成立し、自分の国だけを愛するような沈滞したものではないと説明しているが³⁸、これは恒子が1929年に述べている考えと似通っている。

世人住インターナショナリズム（国際主義）を、コスモポリタニズム（世界を家とする主義）と同一視し、国際心の涵養は愛國心を減少し、國家の存立を危くするものとして、之を退けるのである。然し国際主義は國家の存在を認め、尙各々異なる風俗、習慣、傳統、歴史、思想を尊重し、其特色を其ま、承け入れて、尙其間に圓滿なる聯絡と協調を保持せんとするのであるから、國際的安全保證は即ち國家的安全保證となるのではあるまいか³⁹。

のちに、彼女はこの国際主義の精神で汎太平洋婦人協会の会頭となるが、その国際主義に目覚めさせたのは、IWSA の大会への出席がきっかけだった。IWSA との関わりは、恒子に女性参政権の必要性を認識させ、同時に国際主義の重要性を実感させた。彼女は、日本人の女性たちも女性参政権の実現を優先させなければならない、そしてそれは、国際的な連携を通して行う必要があると信ずるようになったのである⁴⁰。

スイスでの IWSA 大会を終えると、恒子は、イギリスに戻り、選挙権に関する講習会をイギリスのオックスフォードで2週間受けた⁴¹。この時に、フォーセットに代表される穏健派によるイギリス女性参政権運動を学んだと推測される。

日本に帰国するや否や、恒子は矯風会の久布白落実を説得し始めた。矯風会内部に日本婦人参政権協会を設立し、IWSA に加盟し、矯風会の目的の中に正式に女性参政権を含めようと動いたのである。その結果、1923年5月にローマで開催された IWSA 第9回大会の報告書の「IWSA の協会会員の完全なリスト」の欄には、日本からとして恒子の氏名のみが掲載され⁴²、久布白の氏名はないが、各国の女性運動の状況を報告する箇所では、久布白によるフォーセットへの手紙が日本からの現状報告として掲載されている。「日本の

運動はまだ若いですが、すでにその田畑は刈り取ることができるかのように輝いてゐます」と⁴³。

久布白落實は、矯風会の事務局長を務めていたが、当初は女性参政権を自分たちの目的の中にも含めることに消極的であった。しかしながら、1916年に飛田遊郭の建設阻止に失敗し、さらに、1917年に自分の意思とは無関係に娼婦にさせられてしまった少女の救済にも失敗したのち、久布白は女性参政権を真剣に考慮し始めた⁴⁴。そして、これが1921年7月の矯風会内部における日本婦人参政権協会の立ち上げにつながるのである。

この日本婦人参政権協会では、久布白が初代会頭となった。恒子が会頭に就任しなかったのは、結婚を通じ、彼女が法的にはイギリス人であったため、女性参政権協会の会頭は日本人になるべきであると信じていたからであった⁴⁵。

5. イギリス女性参政権運動の紹介

矯風会の内部に日本婦人参政権協会を設置することに成功した恒子は、「たちどころに参政権を得られると思ふのは間違いであると思はずには居られません」が、「最も激烈に戦つて遂に最後の勝利を得た英國婦人の参政権運動の歴史」を「研究の資」にするべきという信念を持つようになった⁴⁶。彼女はイギリス女性参政権運動を矯風会の仲間たちに紹介して教育することに熱心になり、『婦人新報』で「英國婦人は如何にして参政権を得たるか」という記事を掲載した。この記事の内容、構成、そして文章から、彼女が1912年に出版されたフォーセットによる『女性参政権：偉大なる運動の小史』を元にしていたのは明らかである⁴⁷。

恒子は、戦闘派のパンクハーストの活動方法について「學ばんと欲するものではない」と述べており⁴⁸、彼女は穏健派のフォーセット率いる NUWSS の活動を学ぼうとしていた。NUWSS は、集会やロビー活動を通じ女性参政権を訴えた組織である。初期から IWSA にも加わり、第一次世界大戦中は戦争協力をするため運動を中断しつつも IWSA との国の枠を超えた国際的な繋がりを断ち切らなかった。恒子は、イギリス女性参政権運動は、100 年余りもの間もっとも暴力的な闘いを継続してきたため、女性参政権の重要性を理解していない日本は、彼女らから学ぶことがあるというのである⁴⁹。新婦人協会やその流れを継いだ婦選獲得同盟が「母性保護法」を成立させるための手段として女性参政権を求めていたのに対して⁵⁰、恒子は、「日本婦人の悲しむべく又恥づべき現状を改造し、道

徳的にも政治的にも婦人を男子と同等の水準にまで引き上げる責任を持つてゐるのではないかと思ひます」と、「英國婦人は如何にして参政権を得たるか」という記事の結論で述べており⁵¹、これは一部の女性に限定されてはいるが既に女性参政権を獲得した NUWSS が次の目標として挙げた、あらゆる場面での男女平等の希求に通じる⁵²。NUWSS は、恒子が大きな影響を受けたジュネーブの大会でも、スイスの代表団を中心とした一派が IWSA の今後の方針としてそれまで通り女性参政権が未だ実現されていない国を援助することを求めていた⁵³。また、一方で、オランダ、デンマークの代表団に、女性参政権の実現のみを目標とするのではなく、あらゆる側面における男女平等を求めていくことも IWSA の方針に入れるべきだと提案している。

イギリスでの運動から学ぶべきだと強調する恒子の影響を受けて、1922年には、久布白がロンドンでフォーセットに会い、IWSA の事務所を訪れた⁵⁴。久布白も「婦人参政権とは何ぞや」という記事の中で、フォーセットを引用し、イギリス女性運動においては、女性に教育、そして職業の門戸が開かれていった後に国政まで女性が介入していった道のりを紹介しながら「参政権の第一義は實に機會の均等に有る」とイギリスの運動を見習うべきお手本として説明している⁵⁵。

英語を流暢に操れる恒子と久布白の努力によって、日本の女性参政権運動は、海外との接点を作った。恒子は、IWSA の『国際女性参政権ニュース』にも「日本のキャンペーン」と題した記事を掲載し⁵⁶、国際的な女性参政権ネットワークの中に日本を置き、あらゆる側面で女性を男性の水準まで上げるという考え方を提示した。それによって、日本の現状がイギリスやアメリカに追いついていない中でも、イギリスの NUWSS や IWSA のもつ女性地位に関する国際的なスタンダードを維持したのであった。

6. 婦選獲得同盟の設立

1923年4月に治安警察法の第5条2項の改正がされると、女性参政権の問題はより多くの関心を惹きつけるようになった。女性は政治集会に参加することも可能になった。それを受け、1924年12月、矯風会内部の日本婦人参政権協会と1919年に平塚と市川によって設立された新婦人協会の協力の下、婦選獲得同盟が設立された。設立直後は、矯風会内部の女性参政権協会が婦選獲得同盟を導いていた。久布白が同盟の初代会頭に選出され、恒子は会計として同盟に参加した。婦選獲得同盟の結成当初、271名中200名が矯風

会の会員であった⁵⁷。

規約には、政党と結びつかずに中立を保つことが明記され、どんな女性でも会員となることができた⁵⁸。また、久布白と恒子は婦選獲得同盟のあり方について、組織の連合体であることを求め、運動のたびに一致して行動すべきと考えた⁵⁹。それは1894年にフォーセットの下に各種女性参政権組織が一つに連合して設立されたNUWSSの組織運営そのままである。二人は、イギリスの女性参政権運動のように、運動をより大衆的なものにするために、あらゆる階層の人々に運動を拡大しようと試みたに違いないが、そもそも矯風会自体が中流の知的エリートたちの団体であった。国際的な組織とつながりを持ったトランスナショナルな組織であったにも関わらず、女性参政権に関心を持つ人々は、日本の女性教員、キリスト教信者、フェミニストたちに限られていた⁶⁰。

一方で、婦選獲得同盟の議会でのロビー活動は、1920年代後半には活発になっていった。1928年2月の総選挙は、女性の投票権はまだ認められてはいなかったものの、男性による初めての普選で行われた。1930年には「制限婦人公民法」が貴族院は通らなかったが、衆議院は通過した。

しかし、この頃、久布白の会長辞職によって、婦選獲得同盟における矯風会の影響力は弱まっていった。婦選獲得同盟は、同一人物が類似の組織で役職につくことを禁じたのである。久布白と恒子は、両者とも矯風会でも同盟でも役職についていた。この状況になって、恒子が久布白に、矯風会の活動に注力するよう求めたとされている⁶¹。こうして恒子は、久布白とともに同盟から身を引いたが、矯風会内部における女性参政権運動は継続し、さらに年に一度、女性参政権組織が集う全日本婦選大会を通して、同盟との関係を保っていた⁶²。これ以降、女性参政権運動においては、市川房枝が率いる婦選獲得同盟の活動が活発化し、同盟における矯風会と恒子の関与は減少したため、日本の女性参政権運動史において両者が果たした役割が注目されてこなかった。しかし、海外の女性参政権運動との接点をつくりあげ、海外の運動を取り込みながら、日本の女性参政権運動に応用したのが矯風会であり、そのきっかけとなったのが恒子であった。

7. 終わりに

この頃、恒子の関心は、平和運動の方へと傾いていったようである。IWSAと接点を持ち、世界の女性運動の動きを理解していた恒子にとっては自然な流れだったのかもしれない。彼女は、1928年にホノルルで開

催された第1回汎太平洋婦人会議に出席し、1930年代には女性平和会議や汎太平洋婦人協会など、平和運動や汎太平洋地域の女性たちの連帯のために働いた。そして、1934年には汎太平洋婦人協会の第2代会長に選出された。安武は、戦間期において、「汎太平洋地域の女性たちの国際主義の盛り上がり」があったと指摘しているが、この時代の女性運動の担い手のひとりであった恒子は、国家の協調関係の維持が平和を保つことにつながると考え、海外との関係を維持し続けた⁶³。この時期、海外との繋がりがある者は、売国奴とみなされる危険性があり、実際、恒子の自宅にはしばしば警官がよく訪れたという⁶⁴。

他方で、婦選獲得同盟は、市川の主導のもと、日本の女性参政権運動を導き続けた。1933年に、同盟の機関誌『婦選』で市川は、過去においても現在においても日本の女性参政権運動と国際的な運動との間の結びつきは強くはなかったと指摘し、続けて、恒子らが海外で開かれる会議に出席し続けたにも関わらず、日本と国際的な女性参政権運動の間の親和性があるかどうかは疑わしいとも伝えている⁶⁵。この説明に矯風会と同盟の溝が広がっていった状況を伺うことができる。しかし、同盟が恒子の平和維持活動に懐疑的であったとしても、彼女は日本と海外の接点として働き続けていたのであった。

1930年代において、日本は徐々に戦争へと向かっていた。また、女性参政権運動も生活改善運動や消費者運動などへと変化していた。1937年7月には中国との戦争が始まり、1938年3月13日には女性参政権組織が複数集まった時局婦人大会が開催され、政府を支持することが求められた。恒子もその場にいた。同盟の機関誌『婦人展望』は、アメリカとイギリスの参政権活動家たちも戦時中は戦争を支持したと説明している⁶⁶。そうした時代背景の中、女性参政権運動を継続させることはできず、婦選獲得同盟も1940年に解散せざるを得なかった。

恒子は、戦後になって反戦を強く訴えなかったことを後悔しているが⁶⁷、時代の雰囲気の中でそれは難しいことであったことは想像に難くない。日本の女性参政権運動史では、市川房枝と婦選獲得同盟の活躍した時期に焦点が当たりがちであるが、婦選獲得同盟の設立への流れの中には、IWSAとの関わりの中での国際的な女性参政権運動の動きとイギリスの穏健派の女性参政権組織NUWSSのノウハウが活きている。それを日本に伝えたのは、恒子と矯風会であった。

- ¹ 1903年にイギリスのマンチェスターでエメリン・パンクハーストによって設立された戦闘的な手段をとる女性社会政治同盟（WSPU）の活動家のことは「サフラジェット」、その他の穏健派の女性参政権活動家は「サフラジスト」と呼ばれ、区別された。
- ² 長谷川如是閑『倫敦！倫敦！』岩波文庫、1996年、p.390。
- ³ 菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動 - 模索と葛藤の政治史』世織書房、2002年；大獄秀夫『フェミニストたちの政治史：参政権・リブ・平等法』東京大学出版会、2017年などを参照のこと。
- ⁴ ガントレット恒子は、自身の名前を「恒子」と「恒」と使い分けていた。本稿では恒子で統一する。
- ⁵ 松倉真理子「もう一人の婦人運動家～ガントレット恒子（1920年代における）」同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究『キリスト教社会問題研究』51、2002年、pp.85-112；Rumi Yasutake, “The Rise of Women’s Internationalism in the Countries of the Asia-Pacific Region during the Interwar Years, from a Japanese Perspective”, *Women’s History Review*, Vol.20, No.4, Sept 2011, pp.521-532.
- ⁶ Hiroko Tomida, “The Association of New Women” in Hiroko Tomida and Gordon Daniels, eds., *Japanese Women: Emerging from Subsistence 1868-1945*, Global Oriental, 2005, pp.49-50.
- ⁷ 3章は結婚の外における女性の就労を扱い、4章は女性参政権がどのような利益を与えるかを扱う。弥見（ミル）『男女同権論』深間内基訳、山中市兵衛、1878年。
- ⁸ 金子幸子「明治期における西洋女性解放論の受容過程」、『社会学ジャーナル』23（1）、1984年、p.81。
- ⁹ 1921年版は野上信幸訳、1923年版は大内兵衛訳、1928年は高橋久則訳、1929年は平塚らいてう訳である。金子幸子「明治期における西洋女性解放論の受容過程」、『社会学ジャーナル』23（1）、1984年、p.87。
- ¹⁰ ミリセント・G・フォーセット『思い出すこと』婦選会館縫田ゼミナール訳、あさ企画、1986年；エメリン・パンカースト『わたしの記録：婦人参政権運動の闘士パンカースト夫人自伝』平井栄子訳、現代史出版会、1975年。明治期にフォーセットによる『政治談』（宝館徳者、渋谷榎爾訳、自由出版、明治16年）が出版された。
- ¹¹ 日本キリスト教婦人矯風会『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年、p.35。
- ¹² 「米國婦人矯風會會頭フランシス、ウィラード嬢の傳」『東京矯風雑誌』3号、1888年6月16日、p.52。
- ¹³ フォーセット夫人「英國女権運動の歴史」、『東京婦人矯風雑誌』57巻、1893年2月28日、pp.5-9。
- ¹⁴ 「外報」『東京婦人矯風雑誌』、1893年2月28日、pp.12-13。
- ¹⁵ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.93。
- ¹⁶ イギリスで行われた政治集会などを紹介している。婦人参政権「國民婦人自由同盟に参會の記」『婦人矯風雑誌』第10号、明治27年8月2日、pp.4-6。
- ¹⁷ Women’s Christian Temperance Union, *Thumb Nail Sketches of White Ribbon Women*, Chicago: Women’s Temperance Publishing Association, 1895, p.84. 日本最初の女子留学生たちが岩倉使節団とともにアメリカに向かったのは1871年のことであり、それから約20年しかたっていない。
- ¹⁸ Edith Smith Davis, “To Madame Yajima”, *The Temperance Educational Quarterly*, Vol. VII, no.2, 1916, p.15.
- ¹⁹ ガントレット恒『七十七年の想ひ出』植村書店、1949年、p.9。
- ²⁰ 『七十七年の想ひ出』、pp.3-9。
- ²¹ 1890年に櫻井女学校は、新栄女学校と合併し女子学院となった。
- ²² ガントレット恒子「求婚」『婦人之友』47（8）、1953年、p.44。恒子は群馬の共愛女学校でアメリカのオハイオからの宣教師ハリエット・フランシス・パーミリー（1852-1933）と親しくなった。この学校は、ミッションスクールではなかったが、キリスト教の精神によって運営されていた。
- ²³ 恒子の自伝によると、英語をより流暢にするために、他の外国語の学習を夫が禁じたという。『七十七年の想ひ出』、pp.3-5。
- ²⁴ Rumi Yasutake, “The Rise of Women’s Internationalism in the Countries of the Asia-Pacific Region during the Interwar Years, from a Japanese Perspective”, *Women’s History Review*, Vol 20, No.4, 2011, p.527.
- ²⁵ Ibid.
- ²⁶ 『七十七年の想ひ出』、p.18。
- ²⁷ この大会で2名の日本人女性が発言したという。一人は矯風会、一人はキリスト教女子青年会（Young Women’s Christian Association, YWCA）からであったと述べられており、矢嶋とおそらく河井道子（1877-1953）であったと考えられる。“Women’s News from Europe”, *Woman’s Journal*, 26 June 1920, p.101.
- ²⁸ ガントレット恒子「英國エジンバラ市より」『婦人新報』264号、1920年7月15日、p.208。
- ²⁹ E.A. Preston, “Notes of the World’s W.C.T.U.”『婦人新報』264号、1920年7月15日、p.231。恒子は、イギリス各地を回って講演を行ったようである。その際には着物を身につけた。『七十七年の想ひ出』、p.104。
- ³⁰ Elizabeth Crawford, *The Women’s Suffrage Movement: A Reference Guide 1866-1928*, Routledge, 1999, p.301.
- ³¹ 『七十七年の想ひ出』、p.113。
- ³² ガントレット恒「英國だより」『婦人新報』277号、1920年9月20日、p.24。
- ³³ ガントレット恒「萬國婦人参政権大會報告」『婦人新報』281号、1921年1月20日、p.11。
- ³⁴ 「ガ夫人が萬國婦人参政権大會に出席せるは日本を代表してか矯風會を代表してかの批難に対し二夫人の辯明」『読売新聞』1921年4月11日、p.4。
- ³⁵ ガントレット恒「萬國婦人参政権大會報告」『婦人新報』281号、1921年1月20日、p.14。
- ³⁶ ガントレット恒「英國だより」『婦人新報』277号、1920年9月20日、p.24。

- ³⁷ 『七十七年の想ひ出』、p.117。
- ³⁸ Millicent Garrett Fawcett, "Internationalism", *The Woman's Leader and the Common Cause*, 11 June 1920, p.429.
- ³⁹ ガントレット恒子「国際平和」『婦人新報』380号、1929年11月、pp.4-5。
- ⁴⁰ ガントレット恒子「英国だより」『婦人新報』277号、1920年7月20日、p.24。
- ⁴¹ Ibid. フォーセットが執筆した *The Women's Victory and After: personal reminiscences, 1911-1918* が1920年に出版されており、この講習会でフォーセットによる著作が、フォーセットの過去の著作とともに取り上げられた可能性は十分にある。Millicent Garrett Fawcett, *The Women's Victory and After-personal reminiscences, 1911-1918*, Sidgewick & Jackson, 1920.
- ⁴² The International Woman Suffrage Alliance, *Report of Nine Congress, Rome, Italy May 12th to 19th, 1923*, 1923, p.87.
- ⁴³ Ibid., p.192.
- ⁴⁴ 久布白落実「大正拾年の大會を迎へんとして」『婦人新報』282号、1921年2月20日、p.7。久布白の女性参政権運動との関わりについては、嶺山敦子「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって-1920年代を中心に」*Human Welfare*, 3 (1)、2011年、pp.53-67を参照のこと。少女とは、横浜出身の三澤千代野で、客座敷には出さないということで下女奉公に出されたが、酌婦にされ転売された。「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって-1920年代を中心に」、p.55。
- ⁴⁵ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.514。
- ⁴⁶ ガントレット恒子「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」『婦人新報』286号、1921年7月10日、p.8。
- ⁴⁷ Millicent Garrett Fawcett, *Women's Suffrage: A Short History of a Great Movement*, T.C. and E.C. Jack, 1912を参照のこと。ガントレット恒子「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」『婦人新報』286号、1921年7月10日、pp.8-12; 287号、1921年8月10日、pp.6-10; 288号、1921年9月10日、pp.9-11; 289号、1921年10月10日、pp.7-10; 290号、1921年11月11日、pp.13-16。
- ⁴⁸ ガントレット恒子「バンクハースト女史逝く」『婦人新報』364号、1928年7月1日、p.28。
- ⁴⁹ ガントレット恒子、「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」『婦人新報』286号、1921年7月10日、p.8。
- ⁵⁰ 松倉真理子「もう一人の婦人運動家—ガントレット恒子（1920年代における）」p.91。
- ⁵¹ ガントレット恒子「英国婦人は如何にして参政権を得たるか」『婦人新報』293号、1922年2月20日、p.9。
- ⁵² Millicent Garrett Fawcett, *The Women's Victory and After-Personal Reminiscences 1911-1918*, 1920, Kindle Version, 92%.
- ⁵³ "The Future of the I.W.S.A.", *Woman's Journal*, 20 Mar 1920, p.1011.
- ⁵⁴ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.519。
- ⁵⁵ 久布白落実「婦人参政権とは何ぞや」『婦人新報』286号、1921年7月10日、p.4。
- ⁵⁶ Constance T. Gauntlett, "The Campaign in Japan", *The International Woman Suffrage News*, Aug-Sept 1926, p.154; "Japan: Madam Yajima", *The International Woman Suffrage News*, Nov 1925, p.26.
- ⁵⁷ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.519。
- ⁵⁸ 松倉真理子、「もう一人の婦人運動家—ガントレット恒子（1920年代における）」、p.93。
- ⁵⁹ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.529。
- ⁶⁰ Barbara Molony, "Ichikawa Fusae and Japan's Pre-war Women's Suffrage Movement", p.72 in Tomida and Daniels, *Japanese Women Emerging from Subservience 1868-1945*.
- ⁶¹ 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』 p.539。市川房枝の自伝によると、日本矯風会の会員の何人かは、彼女が酒とタバコを嗜むことで彼女を批判し、その理由で矯風会が婦選獲得同盟から抜けることを求めたという。市川房枝『市川房枝自伝—戦前編』新宿書房、昭和49年、p.237。
- ⁶² 第1回全日本婦選大会は、1930年に開催された。婦選獲得同盟が主催し、日本婦人参政権協会（矯風会）、全関西婦人聯合会、無産婦人同盟、仏教女子青年会、基督教女子青年会日本同盟、全国小学校聯合女教員会が後援した。市川房枝『市川房枝自伝—戦前編』新宿書房、1974年、pp.218-219。全日本婦選大会は、第7回（1937年）まで開催された。
- ⁶³ Rumi Yasutake, "The Rise of Women's Internationalism in the Countries of the Asia-Pacific Region during the Interwar Years, from a Japanese Perspective", p.529.
- ⁶⁴ 『七十七年の想ひ出』、p.157。
- ⁶⁵ 市川房枝「婦選運動の国際的展望」『婦選』Vol. 7, No.6, 1933年6月5日、p.5。この頃、同盟は、まだ平和を求め、政府を批判していた。市川は、「国際婦人参政権協会の大会には、かつてガントレット恒子氏ささきふさ子氏、宮川静枝氏、河口愛子氏及北村兼子氏が傍聴者として或は代表者として出席したことがある。然し同氏等の出席が、どれだけ両者の聯絡強役に役立つてあるか甚だ疑問である」と述べている。恒子、ささき、宮川、河口らは矯風会とつながりがあった。
- ⁶⁶ Hiroko Tomida, Ichikawa Fusae and Japan's Pre-war Women's Suffrage Movement, in *Japanese Women: Emerging from Subservience 1868-1945*, Hiroko Tomida and Gordon Daniels, eds., pp.82-83. 1940年に、恒子はキャリー・チャップマン・キャットの「たとえ女性が戦争に協力しても、それは参政権を保証するものではない」という言葉を紹介している。『日本キリスト教婦人矯風会百年史』、p.674。
- ⁶⁷ 『七十七年の想ひ出』、p.158。